

# ウズベキスタン

## 特許法

発明、実用新案及び意匠に関するウズベキスタン共和国法

2020年10月5日改正

### 目次

#### 第 I 章 総則

- 第 1 条 本法の目的
- 第 2 条 産業財産権対象物に関する法律
- 第 3 条 ウズベキスタン共和国司法省知的財産権庁
- 第 4 条 ウズベキスタン共和国司法省審判部
- 第 5 条 産業財産権対象物の法的保護
- 第 6 条 発明の特許性の要件
- 第 7 条 実用新案の特許性の要件
- 第 8 条 意匠の特許性の要件

#### 第 II 章 産業財産権対象物に対する権利の主体

- 第 9 条 産業財産権対象物の創作者
- 第 10 条 特許所有者
- 第 11 条 産業財産権対象物を実施する特許所有者の権利
- 第 12 条 特許所有者の排他権の侵害と認定されない行為
- 第 13 条 特許所有者の排他権の侵害

#### 第 III 章 特許出願

- 第 14 条 特許出願の提出
- 第 15 条 発明特許の付与を求める出願
- 第 16 条 実用新案特許の付与を求める出願
- 第 17 条 意匠特許の付与を求める出願
- 第 18 条 産業財産権対象物の優先権
- 第 19 条 出願の変更

#### 第 IV 章 特許の付与を求める出願の審査

- 第 20 条 特許の付与を求める出願の国家審査
- 第 21 条 方式審査
- 第 21-1 条 発明出願に関する情報の公開
- 第 22 条 実用新案出願の審査
- 第 23 条 発明又は意匠の出願の実体に関する科学的及び技術的審査
- 第 23-1 条 発明の仮の法的保護

#### 第 V 章 産業財産権対象物の特許の取得及びその終了

- 第 24 条 産業財産権対象物の国家登録
- 第 25 条 産業財産権対象物の登録に関する情報の公告
- 第 26 条 産業財産権対象物の特許の付与
- 第 27 条 産業財産権対象物の特許の無効認定
- 第 28 条 産業財産権対象物の特許の終了
- 第 28-1 条 産業財産権対象物の特許の有効期間の回復
- 第 29 条 産業財産権対象物の特許の放棄

## 第 VI 章 産業財産権対象物の実施

- 第 30 条 発明， 実用新案， 意匠の実施
- 第 31 条 先使用权
- 第 32 条 産業財産権対象物を実施する権利の付与
- 第 33 条 産業財産権対象物の実施のための国家奨励策

## 第 VII 章 最終規定

- 第 34 条 特許手数料
- 第 35 条 弁理士
- 第 36 条 他国における産業財産権対象物の特許取得
- 第 37 条 外国の法人及び自然人の権利
- 第 38 条 紛争の解決
- 第 39 条 産業財産権対象物に関する法律の違反に対する責任

## 第 I 章 総則

### 第 1 条 目的

本法の目的は、発明、実用新案及び意匠(以下「産業財産権対象物」という)の法的保護及びその実施を規制することである。

### 第 2 条 産業財産権対象物に関する法律

産業財産権対象物に関する法律は、本法及び他の法令からなる。

ウズベキスタン共和国の国際条約が産業財産権対象物に関するウズベキスタン共和国の法律で定めるもの以外の規則を定める場合は、国際条約の規則が適用される。

### 第 3 条 ウズベキスタン共和国司法省知的財産権庁

ウズベキスタン共和国司法省知的財産権庁(以下「庁」という)は、産業財産権対象物の法的保護の分野における統一国家政策の実施を確保する。

庁は、産業財産権対象物の特許の付与を求める出願(以下「特許の付与を求める出願」という)を受理し、当該出願に関する国家審査、国家登録を実施し、産業財産権対象物の特許を発行し、公報を発行し、産業財産権対象物に関する法律の適用に関して説明を行い、ウズベキスタン共和国の内閣によって承認された庁に関する規則に従う他の権限を行使する。庁の活動のための資金源は、国家予算、特許手数料並びに庁が提供するサービス及び資料の手数料とする。

### 第 4 条 ウズベキスタン共和国司法省審判部

ウズベキスタン共和国司法省審判部(以下「審判部」という)は、独立して決定を下し、その活動に当たり本法及び他の法令を指針とする。

審判部は、次の審判請求を審理する。

- ・ 宣言された産業財産権対象物に関連する庁の決定に関する審判請求
- ・ 産業財産権対象物の特許の付与に対する利害関係を有する法人及び個人による審判請求
- ・ 産業財産権特許の有効期間に対する審判請求

審判部は、その権限の範囲内で、他の種類の審判請求を審理することができる。

審判部に関する規則は、ウズベキスタン共和国の内閣によって承認される。

### 第 5 条 産業財産権対象物の法的保護

産業財産権対象物に対する権利は、創作者(共同創作者)又はその承継人に帰属し、特許によって証明される。

複数の者が互いに独立して産業財産権対象物を創作した場合は、特許を受ける権利は、特許出願を庁に最初に提出した者に帰属する。

自己の産業財産権対象物について違法な借用の結果として出願がなされ、又は特許が取得された創作者(共同創作者)は、特許の付与に異議を申し立て、又は司法手続において特許所有者として自己に特許を移転するよう求める権利を有する。

産業財産権対象物の特許は、国家審査後に発行される。

産業財産権対象物の特許は、優先権、産業財産権対象物の創作者であること及び産業財産権

対象物を所有し、実施し、処分する特許所有者の排他権を証明する。

特許所有者の排他権は、産業財産権対象物の登録に関する情報が庁の公報において公告された日から有効とみなされる。

特許出願の庁への提出日から、発明特許は20年間、意匠特許は10年間、実用新案特許は5年間有効とする。

法律で定める場合は、庁は、特許所有者の請求により、発明特許の有効期間を延長することができるが、5年以下の期間とする。当該発明の特許の有効期間の延長に係る手続は、庁によって定められる。

庁は、特許所有者の請求により、意匠特許及び実用新案特許の有効期間をそれぞれ5年間及び3年間延長することができる。

発明及び実用新案の特許によって提供される法的保護の範囲は、そのクレームによって決定され、意匠特許によって提供される法的保護の範囲は、製品の像(ひな型、図面)に表示されたその本質的特徴の総体及び(又は)それらの組合せ(以下「その本質的特徴の総体」という)によって決定される。

産業財産権対象物の特許及びそれを取得する権利は、相続することができる。

## 第6条 発明の特許性の要件

発明としてクレームされた対象物は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能である場合は、法的保護を付与される。

発明は、先行技術から公知でない場合は、新規とみなされる。

発明は、先行技術から明白に得られるものでない場合は、進歩性を有するものとする。

先行技術は、発明の優先日前に世界で公知となったあらゆる情報を含む。

発明の新規性を確立するときは、先の優先権を伴って提出された、取り消されていない特許出願も考慮される。

発明は、工業、農業、保健医療及び他の産業で用いることができる場合は、産業上利用可能とみなされる。

発明に関連する情報の創作者、出願人又はこの情報を創作者若しくは出願人から直接的若しくは間接的に受領した者による公衆への開示は、発明特許出願が開示日から6月以内に庁に提出された場合は、発明の新規性の認定に影響を及ぼす事情と認定されない。この点において、この事実を立証する責任は、創作者、出願人にある。

次のものに関連する任意の分野における技術的解決手段は、発明とみなされる。

- ・製品(特に、装置、物質、微生物株、植物又は動物の細胞培養物)
- ・方法(物的手段の助けを借りて有形物に作用を及ぼす方法)

次のものは、発明と認定されない。

- ・科学的理論及び数学的方法
- ・組織及び管理の方法
- ・記号、計画、法則
- ・精神的活動を行うための規則及び方法
- ・電子計算機のためのアルゴリズム及びプログラム
- ・建物、構造物、地域の設計及び計画
- ・製品の外観のみに関連し、審美的必要を満たすことを目的とした解決手段

- ・集積回路の回路配置
- ・植物品種及び動物品種
- ・公共の利益，人道及び道徳の原則に反する解決手段

## 第7条 実用新案の特許性の要件

実用新案として宣言された対象物は，新規であり，かつ，産業上利用可能である場合は，法的保護を付与される。

実用新案は，その本質的特徴の総体が先行技術から公知でない場合は，新規とみなされる。先行技術は，ウズベキスタン共和国において公衆の利用に供されているクレームされた実用新案と同一の目的の手段に関するすべての情報及びその出願に関する情報を含む。

実用新案は，実際に用いることができる場合は，産業上利用可能とみなされる。

実用新案に関連する情報の創作者，出願人又はこの情報を創作者若しくは出願人から直接的若しくは間接的に受領した者による公衆への開示は，実用新案特許出願が開示日から6月以内に庁に提出された場合は，実用新案の新規性に影響を及ぼす事情と認定されない。この点において，この事実を立証する責任は，創作者，出願人にある。

次のものに関連する任意の分野における技術的解決手段は，実用新案とみなされる。

- ・製品(特に，装置，物質，微生物株，植物又は動物の細胞培養物)
- ・方法(物的手段の助けを借りて有形物に作用を及ぼす方法)

第6条第10段落に定める対象物は，実用新案として保護されない。

## 第8条 意匠の特許性の要件

意匠としてクレームされた対象物は，新規かつ独自である場合は，法的保護を付与される。

意匠は，その本質的特徴の総体が意匠の優先日前に世界で公衆の利用に供された情報から公知でない場合は，新規と認定される。

意匠の新規性を確立するときは，先の優先権を伴って提出された，取り消されていない特許出願も考慮される。

意匠は，その本質的特徴の総体が製品の特徴の創作性を決定する場合は，独自と認定される。

意匠に関連する情報の創作者，出願人又はこの情報を創作者若しくは出願人から直接的若しくは間接的に受領した者による公衆への開示は，意匠特許出願が情報の開示日から6月以内に庁に提出された場合は，意匠の新規性の認定を妨げる事情と認定されない。この点において，この事実を立証する責任は，創作者，出願人にある。

意匠は，製品の外観を決定する製品の芸術的及びデザイン上の解決手段を含む。

次のものは，意匠と認定されない。

- ・印刷物それ自体
- ・建築物(小規模の建築形態を除く)，工業的，水力学的及び他の固定された構造物
- ・液体，気体，砕けやすい又は類似の物質でできた不安定な形態の物体
- ・製品の技術的機能のみに基づく解決手段
- ・公共の利益，人道及び道徳の原則に反する解決手段

## 第 II 章 産業財産権対象物に対する権利の主体

### 第 9 条 産業財産権対象物の創作者

自己の創作作業により産業財産権対象物を創作した自然人は、産業財産権対象物の創作者とみなされる。

産業財産権対象物が複数の自然人の共同創作作業によって創作された場合は、それらの者の間の契約に別段の定めがない限り、全員がその同等の共同創作者と認定される。

創作者権は、一身専属権である。

### 第 10 条 特許所有者

産業財産権対象物の特許は、次の者に発行される。

- ・ 産業財産権対象物の創作者(共同創作者)又はその相続人
- ・ 特許出願又は産業財産権対象物の登録前に庁に提出された出願人の変更申請において創作者又はその相続人によって指定された法人及び(又は)自然人(その同意を条件とする)
- ・ 本条で定める場合は、使用者

従業者が職務又は使用者の特定の任務の遂行に関連して創作した産業財産権対象物の特許を受ける権利は、両者間の契約に定めがある場合は、使用者に帰属する。

使用者と創作者(共同創作者)との間の契約に前記規定の定めがない場合は、創作者(共同創作者)は、自己の名義で出願をし、産業財産権対象物の特許を取得する権利を有する。

使用者と創作者(共同創作者)との間の契約に前期規定の定めがあり、かつ、使用者が、創作された産業財産権対象物についてその創作者(共同創作者)から書面で通知された日から 4 月以内に、特許出願を庁に提出せず、特許出願をする権利を他人に移転せず、関連する対象物を秘密にすることに関して創作者(共同創作者)に通知しない場合は、創作者(共同創作者)は、自己の名義で出願をし、特許を受ける権利を有する。

第 3 段落及び第 4 段落に定める場合は、使用者は、特許所有者に契約によって決定された相応の対価を支払うことにより、関連する産業財産権対象物を自己の生産に使用する権利を有する。

使用者は、産業財産権対象物を秘密にする場合は、創作者(共同創作者)に相応の対価を支払う義務を負い、その金額は、契約によって決定される。

職務又は使用者の特定の任務の遂行に関連して創作された産業財産権対象物の創作者(共同創作者)であって、特許所有者でない者は、関連する産業財産権対象物のライセンスの使用又は販売の対価を受ける権利を有する。産業財産権対象物のライセンスの使用又は販売の収益金からの負担による創作者(共同創作者)への対価の支払に係る金額、条件及び手続は、創作者(共同創作者)と使用者との間の契約によって決定される。

### 第 11 条 産業財産権対象物を実施する特許所有者の権利

特許所有者は、自己の裁量で産業財産権対象物を実施する権利を有する。ただし、当該実施により、当該実施が本法に従って特許所有者の権利の侵害でない場合を除き、他人による前記対象物の実施を禁止する権利を含め、他の特許所有者の権利が侵害されないことを条件とする。

複数の特許所有者が所有する産業財産権対象物の実施に関する関係は、当該特許所有者間の

契約によって決定される。かかる契約がない場合は、各特許所有者は、自己の裁量で保護されている産業財産権対象物を実施することができるが、他の特許所有者の同意なしに特許に対する排他的ライセンスを付与し、又は特許を他人に移転する権利を有さない。

特許所有者は、特許移転契約に基づいて特許によって証明される産業財産権対象物に対する権利を法人又は自然人に移転することができ、又はライセンス契約に基づいて産業財産権対象物を実施する権利を付与することができる。特許移転契約及びライセンス契約は、庁への登録の対象とする。

特許所有者は、実施された産業財産権対象物が特許を付与されている旨を表示した警告ラベルを使用することができる。

特許所有者が産業財産権対象物をその登録日から3年以内に実施せず、又は不十分に実施した場合において、特許所有者がライセンス契約の締結を拒絶したときは、保護されている産業財産権対象物の実施を希望し、その用意がある者は、非排他的な強制ライセンスを裁判所に申請することができる。

## 第12条 特許所有者の排他権の侵害と認定されない行為

次の行為は、特許所有者の排他権の侵害と認定されない。

- ・産業財産権の保護に関するパリ条約の他の締約国の自動車におけるウズベキスタン共和国において保護されている産業財産権対象物を含む手段の使用であって、所定の手段がウズベキスタン共和国の領域に一時的に又は偶発的に所在する場合。ただし、これらの手段が専らこの自動車の必要のために使用されることを条件とする。
- ・特許によって保護されている産業財産権対象物を含む製品に関する科学研究又は実験の実施
- ・自然災害、大惨事、伝染病及び他の緊急事態の場合における特許によって保護されている産業財産権対象物を含む手段の使用
- ・特許によって保護されている産業財産権対象物を含む手段の使用であって、これらの手段が適法に民間流通に導入された場合
- ・収益を生まない個人的目的での特許によって保護されている産業財産権対象物を含む手段の使用
- ・医師の処方箋に従う薬局における医薬品の1回限りの生産

## 第13条 特許所有者の排他権の侵害

第11条及び第32条に定める規定に反して特許によって保護されている産業財産権対象物を実施する者は、特許所有者の排他権の侵害者であるとみなされる。

対応する特許付与された産業財産権対象物を含む製品若しくは物品の無許諾の製造、使用、輸入、販売の申出、販売、他の民間流通への導入若しくはこの目的での所持及び発明特許によって保護されている方法の使用又は発明特許によって保護されている方法の使用により直接的に製造された製品の民間流通への導入若しくはこの目的での所持は、特許所有者の排他権の侵害とみなされる。

特許所有者の排他権を侵害して産業財産権対象物を実施する者は、特許所有者の請求によって、次のことを行う義務を負う。

- ・特許所有者の排他権を侵害する行為を停止すること

- ・法律に従って特許所有者に生じた損害を特許所有者に賠償すること



## 第 III 章 特許出願

### 第 14 条 特許出願の提出

特許出願は、創作者、使用者又はその承継人(以下「出願人」という)が国家情報システムを通じて庁に提出する。

特許の付与を求める出願には、所定の金額の特許手数料の納付又は特許手数料の納付の免除若しくはその減額の理由を確認する書類を添付する。

特許出願の書類の要件は、庁によって定められる。

特許出願は、本人が直接、弁理士を通じて又は受託者を通じて提出することができる。

### 第 15 条 発明特許の付与を求める出願

発明特許の付与を求める出願(以下「発明出願」という)は、1の発明又は単一の発明概念を形成するように相互に関連した1群の発明に関するものでなければならない(発明の単一性要件)。

発明出願は、次のものを含まなければならない。

- ・発明の創作者(共同創作者)及び特許請求の名義人並びにその居住地又は所在地を表示した特許の付与を求める願書
- ・発明の実施に十分な完全性をもって開示した発明の明細書
- ・発明の本質を表現し、明細書に完全に対応する発明のクレーム
- ・発明の本質を理解するために必要である場合は、図面及び他の資料
- ・発明の要約書

### 第 16 条 実用新案特許の付与を求める出願

実用新案特許の付与を求める出願(以下「実用新案出願」という)は、1の実用新案又は単一の創作的概念を形成するように相互に関連した1群の実用新案に関するものでなければならない(実用新案の単一性要件)。

実用新案出願は、次のものを含まなければならない。

- ・実用新案の創作者(共同創作者)及び特許請求の名義人並びにその居住地又は所在地を表示した特許の付与を求める願書
- ・実用新案の実施に十分な完全性をもって開示した実用新案の明細書
- ・実用新案の本質を表現し、明細書に完全に対応する実用新案のクレーム
- ・実用新案の本質を理解するために必要である場合は、図面及び他の資料
- ・実用新案の要約書

### 第 17 条 意匠特許の付与を求める出願

意匠特許の付与を求める出願(以下「意匠出願」という)は、1の意匠に関するものでなければならないが、この意匠の変形を含むことができる(意匠の単一性の要件)。

意匠出願は、次のものを含まなければならない。

- ・意匠の創作者(共同創作者)及び特許請求の名義人並びにその居住地又は所在地を表示した特許の付与を求める願書
- ・製品の外観の完全で詳細な概念を示す、製品を表す1組の像、レイアウト又は図面

- ・意匠の本質を開示するために必要である場合は、製品の全体像の図、人間工学図、組立マップ
- ・意匠の本質的特徴の総体を含む意匠の明細書

## 第18条 産業財産権対象物の優先権

産業財産権対象物の優先権は、特許出願の庁への提出日によって決定される。

産業財産権対象物の優先権は、次の日によって確立することができる。

- ・工業所有権の保護に関するパリ条約の他の同盟国における最初の出願の出願日(条約優先権)。ただし、庁が当該出願日から12月以内に発明出願及び実用新案出願を受領し、6月以内に意匠出願を受領した場合とする。出願人の負責事由に起因して、条約優先権の主張を伴う出願を所定の期間内に提出することができなかった場合は、庁は、この期間を延長することができるが、2月以下の期間とする。条約優先権の使用を希望する出願人は、これを出願の提出時に表示し、及び(又は)出願の庁への提出日から3月以内に必要な資料を提出しなければならない。

- ・出願人が追加資料を独立した出願として提出し、当該出願が、追加資料がクレームされた産業財産権対象物の本質を変更するとの認定に関連して追加資料を考慮することができないことに関する庁の通知を出願人が受領した日から3月の期間の満了前に提出された場合は、追加資料の提出日。

- ・当該優先権が主張される出願が先の発明出願及び実用新案出願の受領日から12月以内、先の意匠出願の受領日から6月以内に受領された場合は、この産業財産権対象物を開示する同一の出願人による先の出願の庁への提出日。この場合、先の出願は、取り下げられたとみなされる。

産業財産権対象物の優先権は、複数の先に提出された出願又はその追加資料の本条で定める条件への適合を条件として、これらの出願及び追加資料に基づいて確立することができる。審査の過程で、同一の特許の付与を求める出願が同一の優先日を有することが確認された場合は、庁への先の送付日が立証された出願に対して、これらの日付が一致する場合は、庁の先の受入登録番号を有する出願に対して、特許を付与する。

産業財産権対象物の優先権は、先の優先権が既に主張された取り下げられた特許出願の受領日によって確立することはできない。

特許の付与を求める別個の分割出願における産業財産権対象物の優先権は、当初の出願の庁への提出日によって決定される。

## 第19条 出願の変更

出願人は、特許を付与する決定が採択される前に、発明出願を実用新案出願に変更し、実用新案出願を発明出願に変更する権利を有する。これらの変更があった場合、最初の出願の優先権は保持される。

出願の変更は、適切な特許手数料の納付により行われる。

## 第 IV 章 特許の付与を求める出願の審査

### 第 20 条 特許の付与を求める出願の国家審査

庁は、方式審査から成る実用新案出願の審査及び科学的及び技術的審査の実体審査から成る発明又は意匠の出願の審査を特許出願に関する国家審査として実施する。

特許出願の出願日から 2 月以内に、出願人は、クレームされた産業財産権対象物の本質を変更することなく、補正、明確化を行い、又は追加資料を作成する権利を有する。特許出願に関する補正、明確化又は追加資料は、手数料の納付を条件として、所定の期間の満了後、ただし、庁による特許を付与する決定が採択されるまでに提出することができる。

特許出願が所定の要件に違反してなされたときは、出願人は、通知を送付され、送付日から 3 月以内に補正された又は不足している資料を提出するよう提案される。出願人が所定の期間内に通知された資料又は期限の延長請求を提出しない場合は、特許出願は、取り下げられたとみなされる。出願人の請求により、所定の期間は、その満了日から 12 月以下の期間延長することができる。

特許出願が産業財産権対象物の単一性の要件に違反してなされたときは、出願人は、対応する通知の送付日から 3 月以内に、これらの対象物の何れを検討すべきかを表示し、それに応じて出願書類を明確化するよう提案される。元の出願資料に含まれる他の対象物は、別個の出願に分けることができる。出願人がこれらの対象物の何れを検討すべきかを回答せず、かつ、更新した資料を提供しない場合は、発明のクレーム、実用新案又は意匠の明細書に最初に提示された対象物の国家審査が行われる。

庁は、出願人が徒過した資料の提出期限を延長することができる。ただし、所定の期限を延長することが避けられない理由が確認され、かつ、特許手数料が納付されることを条件とする。出願人の請求により、所定の期間は、その満了日から 12 月以下の期間延長することができる。

出願人は、産業財産権対象物の関連する国家登録簿への国家登録が行われる前に、国家審査の如何なる段階でも、特許出願を取り下げることができる。

庁は、特許出願の資料に含まれる情報を秘密にしななければならない。特許出願に関する情報は、出願人又は特許所有者の同意なしに提供されない。発明出願又は実用新案及び意匠の国家登録に関する情報の公告前に出願資料に含まれる情報を開示した場合は、法に従って責任を負う。

発明出願又は実用新案出願の資料が国家機密を構成する情報を含む場合は、当該出願に関する事務は、法律で定める方法により行われる。

庁が受理した特許出願は、出願人に返却されない。

### 第 21 条 方式審査

方式審査は、特許出願の出願日から 2 月後に、庁によって行われる。方式審査は、出願人の請求により、所定の期間の満了前に開始することができる。この場合、出願人は、請求を提出した時点から、追加特許手数料を納付することなく自発的に出願資料を補足し、補正し、明確化する権利を剥奪される。

方式審査の過程で、宣言された提案物の法的保護を付与される産業財産権対象物への適合が審査される。方式審査の結果に基づいて、出願人は、庁の決定の通知を受ける。

出願人は、庁の決定に対して、決定の送付日から3月以内に、審判部に審判請求することができる。審判請求は、審判部が、その受領日から2月以内に審理しなければならない。審判部の決定に対しては、その採択日から6月以内に、裁判所に上訴することができる。

#### **第21-1条 発明出願に関する情報の公開**

発明出願に関する情報の公開は、出願の出願日から18月後に、公報において行われる。公開される情報の構成は、庁によって決定される。

出願人の請求により、庁は、出願の出願日から18月の満了前に、発明出願に関する情報を公開することができる。

何人も、発明出願に関する情報の公開後に、この出願の書類を閲覧する権利を有する。発明出願の書類の閲覧に係る手続は、庁によって定められる。

#### **第22条 実用新案出願の審査**

庁は、特許手数料の納付を条件として、実用新案出願を審査する。特許手数料は、方式審査の決定が出願人に送付された日から3月以内に納付することができる。所定の期間に違反した場合は、出願は、取り下げられたとみなされる。

審査中に、宣言された対象物の第7条で定める特許性要件への適合が検証される。

審査の結果として、実用新案として保護される対象物に関連しない提案物の出願がなされたことが確認された場合は、庁は、特許の付与を拒絶することを決定し、出願人は、その旨の通知を受ける。

出願の審査の結果として、実用新案の出願資料が要件を満たすことが確認された場合は、庁は、実用新案特許を付与することを決定し、出願人は、その旨の通知を受ける。

実用新案として宣言された対象物が特許性の要件に適合しないことが確認された場合は、庁は、実用新案特許の付与を拒絶することを決定し、出願人は、その旨の通知を受ける。

出願人は、庁の決定に対して、その発送日から3月以内に、審判部に審判請求することができる。審判請求は、審判部が、その受領日から2月以内に審理しなければならない。

審判部の決定に対しては、その採択日から6月以内に、裁判所に上訴することができる。

#### **第23条 発明又は意匠の出願の実体に関する科学的及び技術的審査**

庁は、出願人又は何れかの者の請求により、手数料の納付を条件として、発明出願の実体に関する科学的及び技術的審査を実施する。申請は、出願の出願日から3年以内に提出することができる。出願人は、出願が庁によって受領された旨の通知を受ける。

庁は、発明出願の実体に関する科学的及び技術的審査の申請を提出するための期間を、出願日から3年の満了前に提出された出願人の請求により、2月以下の期間延長することができる。ただし、手数料の納付を確認する書類が当該請求とともに提出されることを条件とする。

発明出願の実体に関する科学的及び技術的審査の請求が3年の期間内に受領されない場合は、発明出願は、取り下げられたとみなされる。

庁は、手数料の納付を条件として、意匠出願の実体に関する科学的及び技術的審査を実施する。手数料は、特許の付与を求める出願が受理されたときは、方式審査の決定が出願人に送付された日から3月以内に納付することができる。所定の期間に違反した場合は、出願は、

取り下げられたとみなされる。

発明又は意匠の出願の実体に関する科学的及び技術的審査の結果として、発明としてクレームされ、出願人が提案するクレームによって表現された対象物又は意匠として宣言され、出願人が提案するその本質的特徴の総体によって表現された対象物が所定の要件に適合することが確認された場合は、庁は、特許を付与する決定を採択する。

発明又は意匠としてクレームされた対象物が特許性の要件に合致しないと認められる場合は、庁は、特許の付与を拒絶する決定を採択する。

出願人は、庁の決定に対して、その発送日から3月以内に、審判部に審判請求することができる。審判請求は、審判部が、その受領日から4月以内に審理しなければならない。

審判部の決定に対しては、その採択日から6月以内に、裁判所に上訴することができる。

### **第23-1条 発明の仮の法的保護**

発明出願に関する情報の公開日から発明の国家登録に関する情報の公告日まで、仮の法的保護が発明に付与される。

仮の法的保護は、発明出願が取り下げられ、又は庁がこの出願に関して特許の付与を拒絶する決定を採択し、それに対する審判請求の可能性が消滅した場合は、効力を生じなかったとみなされる。

発明をその仮の法的保護の期間中に実施する者は、特許所有者の請求により、発明特許を受けた後に特許所有者に金銭的補償を支払う義務を負い、その金額は、特許所有者との契約によって決定される。

## 第 V 章 産業財産権対象物の特許の取得及びその終了

### 第 24 条 産業財産権対象物の国家登録

庁は、特許を付与する決定の採択後に、産業財産権対象物の国家発明登録簿、国家実用新案登録簿又は国家意匠登録簿へのそれぞれの国家登録を行う。

### 第 25 条 産業財産権対象物の登録に関する情報の公告

庁は、産業財産権対象物の登録に関する情報を含む公報を発行する。公告される情報の完全な一覧及び構成は、庁によって決定される。

### 第 26 条 産業財産権対象物の特許証の発行

産業財産権対象物の特許証の発行は、その登録に関する情報が公報において公告された日から 10 日後に、庁によって行われる。

産業財産権対象物の特許は、ウズベキスタン共和国の代理として発行され、庁の長官によって署名される。

複数の者が自己の名義で特許を請求した場合は、1 の特許証が産業財産権対象物に対して発行される。

産業財産権対象物の特許証の様式及びそれに表示される情報の構成は、庁によって定められる。

特許所有者の請求により、庁は、発行された産業財産権対象物の特許証における明白かつ技術的な誤りの訂正を行う。

### 第 27 条 産業財産権対象物の特許の無効認定

審判部に提出された審判請求に基づいて、いつでも、次の理由で、産業財産権対象物の特許について法的保護の全範囲又はその一部のみの無効を宣言することができる。

- ・保護されている産業財産権対象物が特許性の要件に適合しないこと
- ・元の出願資料に存在しなかった特徴が発明、実用新案のクレーム又は意匠の本質的特徴の総体に存在すること
- ・特許中に特許所有者として記名された者が特許を取得するための法的根拠を有していなかったこと

産業財産権対象物の特許の法的保護の全範囲又はその一部のみの無効を立証する義務は、その無効を主張する当事者にある。

産業財産権対象物の特許の付与は、審判部への審判請求に関連して中止することができる。

審判部の決定に対しては、その採択日から 6 月以内に、裁判所に上訴することができる。

紛争が裁判所において審理される場合は、これが解決されるまで、庁は、産業財産権対象物に関する特許事務を中断する。

### 第 28 条 産業財産権対象物の特許の終了

産業財産権対象物の特許の有効期間は、本法に従って定められたその有効期間の満了により終了する。

産業財産権対象物の特許の有効期間は、次の場合は、早期に終了する。

- ・ 所定の期間内に特許の効力を維持するための特許手数料が納付されない場合
- ・ 特許所有者が庁に提出した申請に基づく場合

産業財産権対象物の特許の早期終了に関する情報は、庁の公報において公告される。

#### **第 28-1 条 産業財産権対象物の特許の有効期間の回復**

所定の期間内に特許の効力を維持するための特許手数料を納付しないことに起因して終了した産業財産権対象物の特許の有効期間は、特許所有者の請求により回復することができる。当該請求は、特許の満了日から 3 年以内、ただし、本法で定める特許の存続期間の満了前に庁に提出することができる。

特許所有者による特許の回復申請には、所定の金額の手数料の納付を確認する書類を添付しなければならない。

産業財産権対象物の特許の有効期間の回復に関する情報は、公報において公告される。

産業財産権対象物の特許の満了日から特許の回復に関する情報の公告日までの期間内に、産業財産権対象物の実施を開始し、又はこのために必要な準備を行った者は、生産量を拡大することなくこれをその後自由に実施する権利を保持する。

#### **第 29 条 産業財産権対象物の特許の放棄**

特許所有者は、書面による申請により、産業財産権対象物の特許を放棄する権利を有する。複数の特許所有者の 1 による特許の放棄は、産業財産権対象物の特許の終了をもたらさない。

産業財産権対象物の特許の放棄は、庁が特許所有者からの書面による申請を受領した日から効力を生じる。

特許所有者は、創作者に対し、産業財産権対象物の特許を放棄する意思を通知する義務を負う。この場合、創作者は、特許を所有する権限を有する。

産業財産権対象物の特許がライセンス契約の対象物である場合は、特許の放棄は、契約に別段の定めがない限り、ライセンス所有者の同意がある場合に限りすることができる。

## 第 VI 章 産業財産権対象物の実施

### 第 30 条 発明，実用新案，意匠の実施

クレームの独立項に含まれる発明，実用新案の各特徴又はそれと均等な特徴を使用する場合は，製品(物)は，特許付与された発明，実用新案を実施して製造されたと認定され，発明又は実用新案の特許によって保護されている方法は，利用されたと認定される。

製品を取得するための方法に対して付与される特許の有効期間は，この方法によって直接的に取得された製品にも適用される。この点において，新規な製品は，反証がない場合は，特許付与された方法によって取得されるとみなされる。

製品は，特許付与された意匠の本質的特徴の総体を含む場合は，特許付与された意匠を実施して製造されたと認定される。

### 第 31 条 先使用权

産業財産権対象物の確立された優先日前に，その創作者から独立して創作された同一の解決手段を実施し，又はこのために必要な準備を行っていた法人又は自然人は，生産量を拡大することなくこれをその後自由に実施する権利を保持する。

先使用权は，同一の解決手段の実施が行われ，又はこのために必要な準備が行われた生産とともにのみ，他の法人又は自然人に移転することができる。

### 第 32 条 産業財産権対象物を実施する権利の付与

特許所有者でない者は，ライセンス契約に基づく特許所有者の許可がある場合に限り，特許によって保護されている産業財産権対象物を実施することができる。

特許所有者は，産業財産権対象物を実施する権利を何人にも付与すること(オープンライセンス)の申請を庁に提出することができる。この場合，特許の効力を維持するための特許手数料は，庁に係る声明に関する情報を公告した年の翌年から 50 パーセント減額される。

オープンライセンスを購入する意思を表明した者は，特許所有者と非排他的ライセンス契約を締結する。契約の条件に基づく紛争は，裁判所によって審理される。特許所有者によるオープンライセンスの付与の申請は，取消の対象とはされない。

法律で定める場合は，ウズベキスタン共和国の内閣は，特許所有者に相応の補償金を支払うことにより，特許所有者の同意なしに産業財産権対象物を実施することを認めることができる。

特許所有者は，他の法人又は自然人が所有する他の保護されている対象物を用いることに起因して産業財産権対象物を実施することができない場合は，当該法人又は自然人に対し，契約で定める条件でこの対象物を実施するライセンスを提供するよう求める権利を有する。

### 第 33 条 産業財産権対象物の実施のための国家奨励策

産業財産権対象物を実施する創作者及び経済主体は，課税及び控除の優遇条件並びに法律に従う他の利益を提供される。



## 第 VII 章 最終規定

### 第 34 条 特許手数料

特許手数料は、産業財産権対象物に対する法的保護の提供に関連する法的に重要な行為のために徴収される。

特許手数料の金額及び納付条件、その納付の免除、減額又はその返還の理由並びに特許手数料の使用に係る手続は、法によって定められる。

特許手数料は、出願人、特許所有者及び他の利害関係人が納付する。

特許の効力を維持するための特許手数料を納付するために、特許所有者は、追加特許手数料の納付を条件として、6月の猶予期間を付与される。

特許の効力を維持するための特許手数料及び追加特許手数料が猶予期間内に納付されない場合は、特許は、所定の期間内に特許手数料が納付されなかった日に終了する。

### 第 35 条 弁理士

弁理士は、庁に対して法人及び自然人を代理する権利を行使する。

ウズベキスタン共和国の国民であって、その領域に定住している者は、弁理士となることができる。弁理士の資格要件、その認証及び登録に係る手続は、法律によって定められる。

ウズベキスタン共和国外に定住している自然人又は外国法人は、庁に登録された弁理士を通じて、産業財産権対象物の特許取得に関する業務を実施し、それに関連する法的に重要な行為を行う。

ウズベキスタン共和国内に定住しているが、国外に一時的に滞在している自然人は、ウズベキスタン共和国内の通信宛先を表示する場合は弁理士なしで、産業財産権対象物の特許取得に関する業務を実施し、それに関連する法的に重要な行為を行うことができる。

弁理士の権限は、委任状によって証明される。

### 第 36 条 他国における産業財産権対象物の特許取得

ウズベキスタン共和国の法人及び自然人は、法律で定める方法により、他国において産業財産権対象物の特許を取得する権利を有する。

他国における国家機密を含まない発明及び実用新案の特許取得は、関連する出願の庁への提出日から3月後に行うことができる。

### 第 37 条 外国の法人及び自然人の権利

外国の法人及び自然人は、ウズベキスタン共和国の法人及び自然人と同等に又は相互主義の原則に基づいて、本法で定める権利を享受する。

### 第 38 条 紛争の解決

産業財産権対象物の法的保護及び実施の分野における紛争は、法律で定める方法により解決される。

### 第 39 条 産業財産権対象物に関する法律の違反に対する責任

産業財産権対象物に関する法律の違反の罪を犯した者は、所定の手続に従って責任を負う。